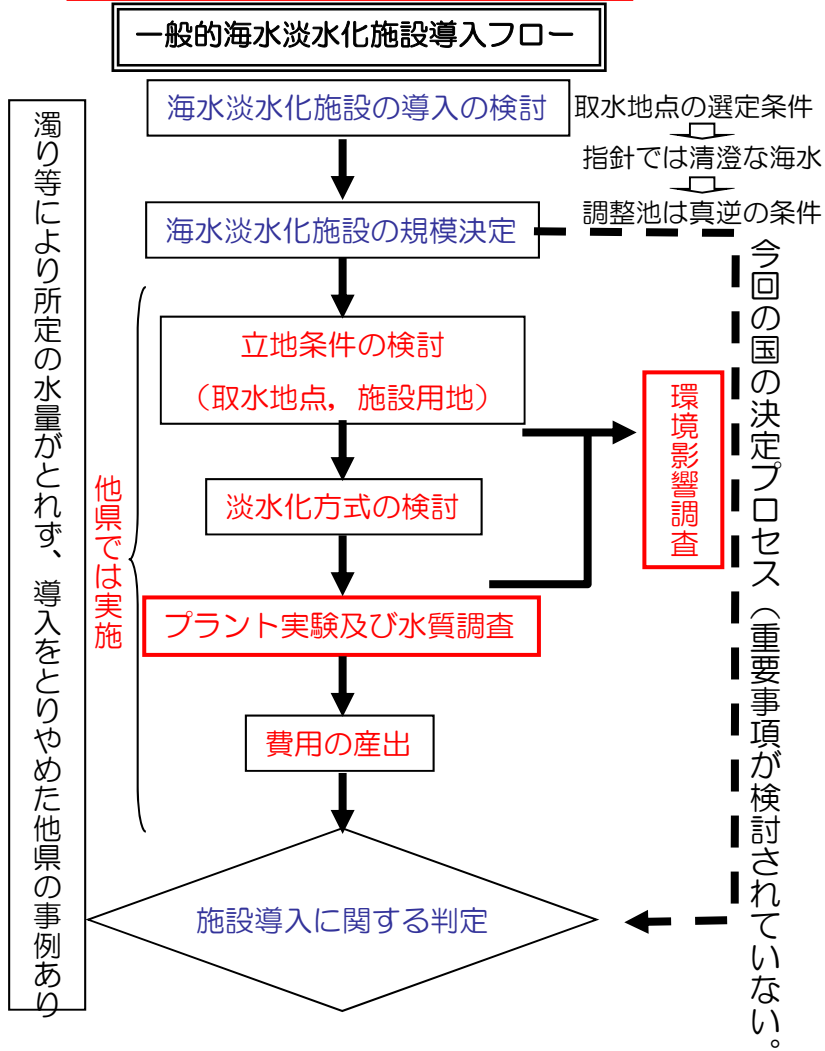


施設導入前に必要な調査や環境への影響を十分に検証していない。

- 1 造水により発生する高い塩分濃度の濃縮水は、排水しても、瞬時に拡散せずに滞留し、底部へ蓄積することから、貧酸素等の環境悪化の原因となる可能性があるものの、国は検証していない。
- 2 他地区では、淡水化処理後の大量の濃縮水を海域へ排水する際の環境影響評価を実施しており、閉鎖性水域である調整池へ排水するのであれば、なおのこと環境影響評価を実施する必要がある。

問題点 必要な調査・検討が不十分



国の決定プロセスの問題点

- ①地元の理解と協力が得られていない。
 - ・地元からの意見に十分対応しないまま、開門対策を一方向的に進めている。
 - ・地元住民は、『開門対策のための民地の測量・用地買収・借地には一切協力しない方針』
- ②淡水化方式の検討がなされていない。
 - ・9種の海水淡水化方式がある中、それらの検討を行わないまま、逆浸透法を選定。
 - ・調整池は、開門により、巻き上げによる濁りがひどく、塩分濃度が不安定であるが、全国的にそのような箇所での取水事例はない。
 - ・水道施設設計指針では、清澄な海水を選定するとされているが、調整池は真逆の条件。
 - ・また、逆浸透法は、目詰まりを起こしやすく、調整池の水を取水できるのか検証されていない。
 - ・水道用水や工業用水と異なり、天気や営農状況に左右される農業用水は、日水量にバラツキがあり、稼動しない日がある。稼動しない場合、バクテリアや細菌などが繁殖するおそれ。
- ③環境影響評価が実施されていない。
 - ・福岡県や沖縄県の事例によれば、事前に高濃度塩水放流等に対する環境影響評価が実施されている。（漁場環境や生物・生態系に影響するおそれ。）
- ④プラント実験及び水質調査
 - ・福岡県や沖縄県の事例によれば、試験プラントを設置し、事前に1年以上の実証実験を実施している。
 - ・調整池を取水源にできるのか立証されていない。

※水道施設設計指針（日本水道協会）より